

# 須坂★暮らしサポート情報 『出産から子育てに関わる各種支援制度』

新しい家族の誕生から成人までどんな子育て制度があるの？お母さんの出産からお子さんの健やかな成長に関わる主な制度をご紹介します。

各制度についての詳しい内容はこちらをご覧ください。

時期	出 産	乳 児	幼 児	小学生	中学生・高校生	大学生など	
内 容 ・ 料 金 等	<b>①出産育児一時金</b>	<b>③産後ケア事業</b> 出産後の育児や体の回復に心配のあるお母さんと赤ちゃん（生後3か月未満）が病院や助産所で育児相談等を受けます。  【宿泊ケア】 〈須坂市〉県立信州医療センター、〈長野市ほか〉長野赤十字病院など 10か所以上/ @7,500円（一日あたり）  【デイケア】 〈須坂市〉県立信州医療センター、ほか長野市など3か所/@3,000円（一日あたり）	<b>④児童手当</b> ●児童手当…子どもを養育している須坂市在住の方が支給対象（0～15歳になる年の年度末まで） 3歳未満 一律 15,000円/月、3歳以上小学校終了前 10,000円/月（第3子以降 15,000円/月）/中学生 一律 10,000円/月 ※所得制限の限度額以上は特例給付 5,000円/月を支給 ※支給時期は原則 6、10、2月の年3回			<b>⑫国民年金</b> 所得、年齢、性別に関係なく一律金額で学生でも加入が可能です。 <参考> 2018年度 16,410円/月 2019年度 16,540円/月 ※付加保険料（400円/月）を納付すると受取る年金額が増えます。	
	国民健康保険加入者が出産したとき出産一時金が支給されます。（出産する登録医療機関等で申請してください。額に満たない場合は差額も支給されます） <料金>子ども1人につき42万円（原則、医療機関への直接支払い）		<b>⑤児童扶養手当</b> ●児童扶養手当…父母の離婚などにより子どもを養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、子ども福祉の増進を図る目的で支給されます。（認定請求月の翌月分～18歳になる年の年度末まで） <参考>2020年4月現在 全支給 43,160円/月 ※認定請求をした日の属する月の翌月分から所得額に応じた額が支給されます ※所得制限の限度額以上ある場合は全額又は一部が支給停止になります ※支給時期は原則 1、3、5、7、9、11月の年6回			<b>【学生納付特例制度】</b> 大学などに在学する学生は在学期間中の支払いを猶予し、社会人になってから後払いができます。	
	<b>②未熟児養育医療給付制度</b>	<b>⑥特別児童扶養手当</b> ●特別児童扶養手当…精神または身体に障がいのある満20歳未満の児童の福祉の増進を図る目的で支給（国内に住所がある者に限る） <参考>2020年4月現在 1級 52,500円/月、2級 34,970円/月 ※所得が一定以上ある場合は、その年度は手当の支給が停止されます ※支給時期は原則 4、8、11月の年3回					
	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療が受けられる。治療に要する医療費は最長1歳まで公費により一部が負担される。（世帯の所得税額に応じて一部自己負担）お子様が入院中に申請を行うことが条件。 <交付方法>給付決定後、医療券が交付され、指定医療機関に提出をします。	<b>⑦保育料について</b> 令和元年10月からの国制度による幼児教育・保育無償化により、3歳児から5歳児までの全ての児童と、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の児童は保育料無償。ただし、公立保育園は副食費（保育所給食費）として、月額4,500円をお支払いいただきます。			<b>⑩就学援助制度</b> 経済的に就学が困難な小・中学生の家庭が対象で、給食費、修学旅行費、学用品費等を援助します。 ※援助を受けるには、所得制限など一定の要件があります。詳しくはホームページをご覧ください。	<b>⑪奨学金制度</b> 高等学校、高等専門学校、大学に在学又は進学する方で、経済的理由によって修学が困難な方に対して奨学金を貸与します。 ・高校生 公立 10,000円/月以内 私立 21,000円/月以内 ・高専生 17,000円/月以内 ・大学生 国公立 自宅通学 26,000円/月以内 自宅外通学 33,000円/月以内 私立 自宅通学 36,000円/月以内 自宅外通学 50,000円/月以内 ※貸与は5、8、11、2月の年4回	
	<b>⑧福祉医療給付金</b>						
	出生から中学3年生（年度末）が対象で受給者証が発行されます。県内の医療機関（薬局含む）窓口で医療費を支払う際、中学生までは受給者証を提示することで自己負担金の500円で医療が受けられます。父子家庭及び母子家庭は高校3年生（年度末）まで親子で受給資格があります。						
	<b>⑨子育て支援ショートステイ事業</b>						
	保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により、家庭において18歳未満の児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設において一定期間の養育を行う事業です。（原則6泊7日以内）一人あたり一泊1,000～5,350円※年齢等による						



- ①出産育児一時金（健康づくり課 026-248-9018）  
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=5941db844aff0>
  - ②未熟児養育医療給付制度（健康づくり課 026-248-9018）  
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=591d3f922bd73>
  - ③産後ケア事業（健康づくり課 026-248-9018）  
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=5940d82b08b1e>
  - ④児童手当（子ども課 026-248-9026）  
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=5952ffc6b81a8>
  - ⑤児童扶養手当（子ども課 026-248-9026）  
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=58fffb815217d>
  - ⑥特別児童扶養手当（子ども課 026-248-9026）  
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=5952fa27bccec>
  - ⑦保育料について（子ども課 026-248-9026）  
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=5953140494b67>
  - ⑧福祉医療給付金（健康づくり課 026-248-9018）  
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=591d31dc7713e>
  - ⑨子育て支援ショートステイ事業（子ども課 026-248-9026）  
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=5db7c033603fa>
  - ⑩就学援助制度（学校教育課 026-248-9010）  
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=595c4bf3f3229>
  - ⑪奨学金制度（学校教育課 026-248-9010）  
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=595c49ff3127a>
  - ⑫国民年金（健康づくり課 026-248-9018）  
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=5942189ca06dc>
- この他、妊娠から子育て、学校教育等に関する情報はこちらでもご案内をしています。  
<須坂市子育てナビ>  
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/ikuji/nyuyouji/childportal/>